

専門工事発注における業者選定について

1. 専門工事の業者選定

下記専門工事について、県下統一で業者選定をおこなうものとする。

- (1) 橋梁上部工工事(鋼橋、PC橋)
- (2) 舗装工事
- (3) 法面処理工事(応力解析を伴わない工事、伴う工事)
- (4) 海洋土木工事に係る同種工事の施工実績について
- (5) 交安(二種)工事(防護柵設置工事・標識設置工事、路面標示工事)
- (6) 塗装工事
- (7) 造園工事

2. 実施時期

この取扱いは、平成15年4月1日から実施する。

この取扱いは、平成16年6月1日から実施する。

この取扱いは、平成18年6月1日から実施する。

ただし、(1)橋梁上部工工事については、平成18年6月14日から実施、
(3)法面処理工事、(5)交安(二種)工事、(6)塗装工事については、平成18年6月22日から実施とする。

この取扱いは、平成19年4月1日から実施する。

1. 橋梁上部工工事発注における業者選定について

種別	選定要件	(平成19年4月1日施行)
橋 梁 上 部 工 事	対象工事	橋梁上部工工事(鋼橋上部工)
	対象業者	鋼橋上部工事登録者 鋼橋梁製作のための自社工場を有する者 上記2つの条件を満たす者
	発注区分	予定価格24.1億円以上 一般競争入札 予定価格24.1億円未満 条件付き一般競争入札 予定価格3千万円以上の場合は原則総合評価落札方式とする。
	経審総合 評定値 と 地域要件 ・ 技術要件 等	【経営事項審査総合評定値(鋼橋上部工)】 1. 予定価格2億円以上の工事 県内に本社を有する者 1,000点以上 県外に本社を有する者 1,100点以上 2. 予定価格2億円未満の工事 県内に本社を有する者 850点以上 県外に本社を有する者 1,100点以上 【技術要件・施工能力】 過去10年間に、単体若しくは建設工事共同企業体の構成員として、同種公共工事の元請け施工実績があること。 なお、同種公共工事については、橋梁形式・架設方法・規模等について関係事業室と協議のうえ、適宜設定する。
	対象工事	橋梁上部工工事(PC橋上部工)
	対象業者	プレストレストコンクリート工事登録者
	発注区分	予定価格24.1億円以上 一般競争入札 予定価格24.1億円未満 条件付き一般競争入札 予定価格3千万円以上の場合は原則総合評価落札方式とする
	経審総合 評定値 と 地域要件 ・ 技術要件 等	【経営事項審査総合評定値(PC橋上部工)】 1,100点以上 【技術要件・施工能力】 過去10年間に、単体若しくは建設工事共同企業体の構成員として、同種公共工事の元請け施工実績があること。 なお、同種公共工事については、橋梁形式・架設方法・規模等について関係事業室と協議のうえ、適宜設定する。

2. 専門工事(舗装工事)発注における業者選定

種別	選定要件(平成 19 年 4 月 1 日施行)			
舗 装 工 事	対象工事	舗装工事(対象業者：舗装工事登録者)		
	発注方法	直接工事費が 500 万円以上の舗装工事は、行程や施工条件等を勘案して困難なものを除き分離発注を原則とする		
	発注区分 と 格付け 総合点 ・ 地域要件 ・ 施工体制 等	協議	1. 予定価格 2 億円以上の工事 工事に際しては県庁事業室と協議する	
		条 件 付 き 一 般 競 争 入 札	2. 予定価格 7 千万円以上 2 億円未満の工事 管内に本社を有する A ランクの者 県内に本社を有する管外 A ランクの者 準県内 A ランクの者(下記注参照) 注)県内に建設業法上の営業所を置く業者で、県内に As プラント又は県内に施工機械等を保有し施工体制のある県外業者で、過去 10 年間に県内の公共事業に係る舗装工事の実績を有する県外 A ランクの者。(下記注 2 参照)	格付け総合点 830 点以上 950 点以上 1,100 点以上
			3. 2 千万円以上 7 千万円未満の工事 管内に本社を有する A ランクの者 県内に本社を有する管外 A ランクの者 注)管内に建設業法上の営業所を置く業者で、県内に As プラント又は県内に施工機械等を保有し施工体制を有し、過去 10 年間に県内の公共事業に係る舗装工事の実績を有する県内 A ランクの者。なお、応募する業者数の予想に応じて、地域性・施工体制等を考慮した参加条件を設定することができる。	格付け総合点 830 点以上 950 点以上
			準県内 A ランクの者(下記注参照) 注)管内に建設業法上の営業所を置く業者で、県内に As プラント又は県内に施工機械等を保有し施工体制を有し、過去 10 年間に県内の公共事業に係る舗装工事の実績を有する県外 A ランクの者。なお、応募する業者数の予想に応じて、地域性・施工体制等を考慮した参加条件を設定することができる。(下記注 2 参照)	格付け総合点 1,100 点以上
4. 5 百万円以上 2 千万円未満の工事 管内に本社を有する A・B ランクの者 準管内 A・B ランクの者(下記注参照) 注)管内に建設業法上の営業所を置く業者で、県内に As プラント又は県内に施工機械等を保有し施工体制を有し、過去 10 年間に県内の公共事業に係る舗装工事の実績を有する管外 A・B ランクの者。(下記注 3 参照)				
5. 5 百万円未満の工事 管内に本社を有する B ランクの者 準管内 B ランクの者(下記注参照) 注)管内に建設業法上の営業所を置く業者で、県内に As プラント又は県内に施工機械等を保有し施工体制を有し、過去 10 年間に県内の公共事業に係る舗装工事の実績を有する管外 B ランクの者。なお、応募する業者数の予想に応じて、地域性・施工体制等を考慮した参加条件を設定することができる。				

注 1 営業所の定義、及び施工能力の確認方法については次ページ参照のこと。

注 2 なお、対象業者数が著しく少ない熊野建設事務所管内等では、『上記県内要件は欠くが、過去 5 年間に当該管内で同規模以上の県発注舗装工事の実績がある県外 A ランク 1,000 点以上の者』。もしくは、『管内に As プラント又は施工機械を有する管内に本社を有する者で、舗装工事の総合点数が 830 点以上あり過去 5 年間に当該管内で同規模以上の県発注舗装工事の実績がある者』にあつては、競争入札審査会において技術力・施工能力・施工体制等が確認できる場合は、当該工事の入札参加を認めることができるものとする。

注 3 なお、応募する業者数の予想に応じて、地域性・施工体制等を考慮した参加条件、及び準県内業者(熊野建設事務所にあつては、上記注 2 の記載に準じた準県内業者を含む。)の参加を設定することができる。

舗装工事発注に係る参加資格条件としての営業所の定義

- (1) 県内業者にあつては、営業活動を行う常設的な**建設業法上の営業所で**、三重県税（法人県民税・法人事業税）の納税申告書（課税標準の分割に関する明細書）を提出、若しくは法人市町村民税等を納入しているもの。
- (2) 県外業者にあつては、県内に設置された**建設業法上の営業所で**、三重県税（法人県民税・法人事業税）の納税申告書（課税標準の分割に関する明細書）を提出、若しくは法人市町村民税等を納入しているもの。

施工能力の確認(1年1回以上、認定基準日時点の保有並びに県内の所属等を確認)

- (1) As プラントは、自社所有にあつては『ばい煙発生施設設置届出書』による確認、前記届出業者と共同運営（出資者数は5者を上限とする）にあつては『当該協定書若しくは契約書』を確認。
- (2) 施工機械は、モーターグレーダー、アスファルトフィニッシャー、マガムローラー、タイヤローラーを所有又は3年以上リース契約（車検証、リース契約書、特定自主検査記録表、対人対物保険証等で確認）しており、保守・管理し常時使用可能な状態にあることを確認。
- (3) 施工体制は、常勤の技能職員（下記により確認）、及び現場管理に必要な機器類（下記設備を写真等で確認）を有していることを確認。

県内業者で本店に係る常勤の技能職員の確認は、ランク付要件確認時をもって行う。

県外・県内業者で支店・営業所に係る常勤の技能職員の確認は、1級若しくは2級建設機械施工技士（健康保険証原本による在籍確認と資格証確認）が1名以上とする。

現場管理に必要な設備は、はかり（秤量5kg以上感量0.5g以下のもの、試料全質量の0.1%以上の制度のもの）、乾燥機（排気口のあるもので、105±5に保全できるもの）、ふるい（JIS Z8801標準ふるい）、プロファイルター（3mプロファイルター）とし、写真提出で確認する。

注) 上記施工能力の確認を要する者は、該当する発注機関に確認出来る資料を提出し、事前に承認を得ておくものとする。

3. 専門工事(法面処理工事)発注における業者選定

種 別	選定要件(平成 19 年 4 月 1 日施行)	
法面処理工事 1 (モルタル・厚層機材吹付工、法枠工等)	対象工事	応力解析を伴わない法面処理工事(モルタル・厚層機材吹付工、法枠工等)
	対象業者	とび・土工・コンクリート工事登録業者で、下記の経営事項審査総合評価値(法面処理工)及び技術要件、施工能力を有する者
	発注区分	直接工事費が 500 万円以上の法面処理工事は、工程や施工条件等を勘案して困難なものを除き分離発注を原則とする。 一般競争入札(WTO 対象工事)、条件付き一般競争入札とする。 予定価格 3 千万円以上の工事については総合評価方式を適用する。
	経審総合評価値点数と地域要件・技術要件等	一般競争入札(WTO 対象工事)・条件付き一般競争入札 1. 予定価格 3 千万円以上の工事 【経営事項審査総合評価値(法面処理工)】 管内に本社を有する者 800 点以上 県内業者で管外に本店を有する者 800 点以上 県外業者で県内に営業所を有する者 1,000 点以上 【技術要件・施工能力】 法面処理工事の完成工事高 1 億円以上 一級技術者 3 名以上 過去 10 年間に単体もしくは建設工事共同企業体の構成員として、同種公共工事(発注業種がとび・土工・コンクリート工事)で法面処理工事 1 に該当する工事を指す)の元請け施工実績があること。(規模等は適宜設定) 過去 10 年間に県内の公共工事で、同種(上記対象工事)の主任(監理)技術者の実績を有する者を主任(監理)技術者として配置できること 上記 4 要件を満たすこと。 2. 予定価格 3 千万円未満の工事 【経営事項審査総合評価値(法面処理工)】 管内に本社を有する者 700 点以上 県内業者で管外に本店を有する者 800 点以上 県外業者で県内に営業所を有する者 1,000 点以上 【技術要件・施工能力】 過去 10 年間に単体もしくは建設工事共同企業体の構成員として、同種公共工事(発注業種がとび・土工・コンクリート工事)で法面処理工事 1 に該当する工事を指す)の元請け施工実績があること。(規模等は適宜設定) 上記要件を満たすこと。
法面処理工事 2 (アンカー・ロックボルト付法枠工等)	対象工事	応力解析を伴う法面処理工事(アンカー・ロックボルト付法枠工等)
	対象業者	とび・土工・コンクリート工事登録業者で、下記の経営事項審査総合評価値(法面処理工)及び技術要件、施工能力を有する者
	発注区分	直接工事費が 500 万円以上の法面処理工事は、工程や施工条件等を勘案して困難なものを除き分離発注を原則とする。 一般競争入札(WTO 対象工事)、条件付き一般競争入札とする。 予定価格 3 千万円以上の工事については総合評価方式を適用する。
	経審総合評価値点数と地域要件・技術要件等	一般競争入札(WTO 対象工事)・条件付き一般競争入札 1. 予定価格 3 千万円以上の工事 【経営事項審査総合評価値(法面処理工)】 管内に本社を有する者 800 点以上 県内業者で管外に本店を有する者 800 点以上 県外業者で県内に営業所を有する者 1,000 点以上 【技術要件・施工能力】 法面処理工事の完成工事高 1 億円以上 一級技術者 3 名以上 過去 10 年間に単体もしくは建設工事共同企業体の構成員として、同種公共工事(発注業種がとび・土工・コンクリート工事)で法面処理工事 2 に該当する工事を指す)の元請け施工実績があること。(規模等は適宜設定) 応力解析を伴う法面処理工事に必要な施工能力を有し、過去 10 年間に県内の公共工事で、同種(上記対象工事)の主任(監理)技術者の実績を有する者を主任(監理)技術者として配置できること。 上記 4 要件を満たすこと。 2. 予定価格 3 千万円未満の工事 【経営事項審査総合評価値(法面処理工)】 管内に本社を有する者 700 点以上 県内業者で管外に本店を有する者 800 点以上 県外業者で県内に営業所を有する者 1,000 点以上 【技術要件・施工能力】 過去 10 年間に単体もしくは建設工事共同企業体の構成員として、同種公共工事(発注業種がとび・土工・コンクリート工事)で法面処理工事 1 に該当する工事を指す)の元請け施工実績があること。(規模等は適宜設定) 応力解析を伴う法面処理工事に必要な施工能力を有し、過去 10 年間に県内の公共工事で、同種(上記対象工事)の主任(監理)技術者の実績を有する者を主任(監理)技術者として配置できること。 上記 2 要件を満たすこと。

注 1) 『応力解析を伴う法面処理工事に必要な施工能力』とは、当面の間は同種工事の主任(監理)技術者の現場配置とするが将来的には『法面施工管理技士』『アンカー施工管理技士』の資格を有する者の現場配置を要する者とする。

4 . 海洋土木工事に係る同種工事の施工実績について

平成 19 年 4 月 1 日施行

1 海洋土木工事について

海洋土木工事とは、作業船（起重機船、潜水土船、浚渫船等）を使用して、構造物の築造、据え付け、浚渫等海上作業を行う工種を含む工事を言い、消波・方塊ブロックの製作や陸上機械による据え付け等、陸上作業のみの工事は除く。

2 施工実績について

海洋土木工事共通

（一般競争入札、条件付き一般競争入札競争入札に適用。）

（1）工種を特定して、元請としての施工実績を求めるもの。

- 1）浚渫工事（ポンプ）
- 2）地盤改良（サンドコンパクションパイル、深層混合処理等）
- 3）ケーソン
- 4）係留施設（水深 4 . 5 m 以上）

* その他、工種を特定する必要があると思われるものについては関係事業室と協議すること。

（2）工種を特定せず、元請としての施工実績を求めるもの。

（1）に記載した以外の工種

なお、この場合の施工実績の記載方法としては、

「本件工事と同種工事（水域施設、外郭施設、係留施設、海岸保全施設、漁場整備）の海上作業（作業船（起重機船、潜水土船、浚渫船等）を使用して、構造物の築造、据え付け、浚渫等海上作業を行う工種を含む工事を言い、消波・方塊ブロックの製作や陸上機械による据え付け等、陸上作業のみの工事は除く）による施工実績を有する者」とする。

5 - 1 . 交安 (二種) 工事 (防護柵設置工事 ・ 標識設置工事) の業者選定について

- 1 . 発注区分
条件付き一般競争入札とする。
- 2 . 参加資格要件等
 - 1) 発注業種
三重県建設工事等入札参加資格者名簿で業種『とび・土工・コンクリート工事』の登録業者であること。
 - 2) 地域要件
発注機関において、適正な競争性を確保できることに留意し、本店、支店または営業所の所在地の範囲等を設定することとする。
 - 3) 同種工事の施工実績
施工実績は元請けであることとする。
同種工事とは、県内発注の公共工事で、とび・土工・コンクリート工事で発注された防護柵設置工事・標識工設置工事（発注案件でいずれか選択）。
必要に応じ、請負金額等の規模を設定することとする。

上記のほか、それぞれの発注案件における適切な業者選定のための参加資格要件設定に努めることとする。

附 則

この取扱いは、平成 18 年 6 月 22 日から実施する。
この取扱いは、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

5 - 2 . 交安(二種)工事 (路面標示工事) の業者選定について

1 . 発注区分

条件付き一般競争入札とする。

2 . 参加資格要件等

1) 発注業種

三重県建設工事等入札参加資格者名簿で業種『塗装工事』の登録業者であること。

2) 地域要件

発注機関において、適正な競争性を確保できることに留意し、本店、支店または営業所の所在地の範囲等を設定することとする。

3) 同種工事の施工実績

施工実績は元請けであることとする。

同種工事とは県内発注の公共工事で、塗装工事で発注された路面標示工事とする。

発注案件の規模により、施工実績の請負金額等の規模を設定することとする。

4) 路面標示技能士の配置要件

路面標示技能士の現場配置を条件とする。

上記のほか、それぞれの発注案件における適切な業者選定のための参加資格要件設定に努めることとする。

附 則

この取扱いは、平成 18 年 6 月 22 日から実施する。

この取扱いは、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

6 . 塗装工事の業者選定について

1 . 発注区分

条件付き一般競争入札とする。

2 . 参加資格要件等

1) 発注業種

三重県建設工事等入札参加資格者名簿で業種『塗装工事』の登録業者であり、経営事項審査の塗装工事の完成工事高が完成工事高合計の50%以上あること。

2) 地域要件

発注機関において、適正な競争性を確保できることに留意し、本店、支店または営業所の所在地の範囲等を設定することとする。

3) 同種工事の施工実績

施工実績は元請けであることとする。

同種工事とは県内発注の公共工事で、塗装工事で発注された塗装工事とする。ただし、路面標示工事は除く。

発注案件の規模により、施工実績の請負金額等の規模を設定することとする。

上記のほか、それぞれの発注案件における適切な業者選定のための参加資格要件設定に努めることとする。

附 則

この取扱いは、平成18年6月22日から実施する。

この取扱いは、平成19年4月1日から適用する。

7 . 造園工事の業者選定について

1 . 発注区分

入札契約適正化法の主旨を踏まえ、行程や施工条件等を勘案して、困難なものを除き分離発注を原則とする。
条件付き一般競争入札とする。

2 . 参加資格要件等

1) 発注業種

三重県建設工事等入札参加資格者名簿で業種『造園工事』の登録業者であり、経営事項審査の造園工事の完成工事高が完成工事高合計の 50%以上あること。

予定価格による参加資格要件は、発注方法の取扱いによることとする。

2) 地域要件

発注機関において、適正な競争性を確保できることに留意し、本店、支店または営業所の所在地の範囲等を設定することとする。

3) 同種工事の施工実績

施工実績は元請けであることとする。

同種工事とは県内発注の公共工事で、造園工事で発注された工事とする。

発注案件の規模により、施工実績の請負金額等の規模を設定することとする。

上記のほか、それぞれの発注案件における適切な業者選定のための参加資格要件設定に努めることとする。

附 則

1 平成 16 年 8 月 1 日付け県土第 03 - 91 号による『造園工事発注における留意事項について』は廃止する。

1 この取扱いは、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。